

2023年3月13日

関係各位

井本商運株式会社

コンテナ船「まや」船主責任制限手続き開始について

弊社は、2022年7月31日に山口県徳山下松港において発生した弊社運航のコンテナ船「まや」の海難事故に関し、船主責任制限手続きの開始を申し立てておりました。

神戸地方裁判所は、2023年3月13日11:00を以て弊社の申し立てを認め、責任制限手続きの開始を決定しました。

これに伴い、コンテナ船「まや」海難事故に関する請求がある場合には、2023年7月10日までに神戸地方裁判所（担当部：第3民事部）に制限債権の届け出を行うようお願いいたします。

- (1) 事件番号：令和4年（船）第1号  
船舶所有者等責任制限手続き開始決定申立事件
- (2) 制限債権の届出期間：2023年7月10日まで

なお、本件に関する問い合わせは、神戸地方裁判所第3民事部の担当書記官（電話078-367-1134（神戸地方裁判所の代表番号））までお願いいたします。

以 上